

第79回定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年5月24日（火曜日）
午前10時
受付開始予定時間 午前9時

開催場所 静岡県沼津市上土町100番地 1
沼津リバーサイドホテル 3階 香陵

目次

■ ごあいさつ	1
■ 第79回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	4
議案および参考事項	
● 第1号議案 定款一部変更の件	
● 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	
(添付書類)	
■ 事業報告	9
■ 連結計算書類	32
■ 計算書類	34
■ 監査報告書	36

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より当社グループへの格別のご支援、お引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

私からのごあいさつとして、当社グループの経営理念をご紹介します。

経営理念

■ 顧客第一 ■ 合理追求 ■ 人倫遵守

「顧客第一」とは、お客様の立場になって物事を発想し、お客様の求める製品、サービスを提供することを通じて、お客様満足を目指すことです。お客様満足の追求を通じて、社会の発展に貢献し続けることが、当社の存在意義であると考えています。

「合理追求」と「人倫遵守」は、「顧客第一」を実現するために、私たちが大切にしなければならない価値観を表しています。

「合理追求」とは、目的を達成するための手段の選択において合理性、すなわち科学的な思考を追求することであり、私たちの意思決定において大切にしている価値観です。

経営における科学的な思考とは、数値や事実といった具体的な根拠を基礎に論理を仮説として組み立て、実行を通じて仮説を検証していくプロセスであり、合理的な意思決定の基礎になるものと考えています。

「人倫遵守」とは、企業が社会的な存在であるということを常に意識し、社員は他の模範となるような高い倫理観を持つことを求めています。事業活動の基礎となる最も基本的な価値観です。

単なる遵法ではなく、社会正義に照らして適切な判断が出来ると共に、どうあるべきかを進んで考えることを求めています。

いずれも基本的な事柄ですが、経営環境の変化が大きく、かつ速度が速くなっている現代においてこそ、基本を大切に、着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年5月

代表取締役社長 植松 泰右

新型コロナウイルスに対する**株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止のため、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます**。また、当日お受けするご質問とは別に、インターネットにて事前に質問をお受けいたします。

株主総会ご出席時のご注意とお願い

- ・株主総会にご参加いただく株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催時点の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク常時着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場への入場の際にはアルコール消毒液による手指の消毒と、非接触型体温計による検温のご協力をお願いいたします。
- ・検温により37.5度以上の発熱が確認された株主さま、体調不良が見受けられる株主さま、アルコール消毒のご利用やマスク常時着用をしていただけない株主さまには、ご入場のお断りや、ご退場をお願いする場合がございます。
- ・会場内の株主席は間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる座席数に限りがございます。入場は先着順とさせていただきます、満席となった場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営メンバーにおきましても、検温や体調確認の実施のうえ、マスクを装着して対応させていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
- ・体調が悪化し、またご気分が優れなくなった等の場合は、速やかに受付スタッフにお申し出ください。

事前質問の受付

事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆さまの関心の高い事項につきましては、後日当社HPにてご回答させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので予めご了承ください。

以下のメールアドレスあてに、ご質問事項および株主番号、株主名を入力しメールをご送信ください。

事前質問受付アドレス sokai2022@toyoasano.co.jp

受付期限 2022年5月20日（金曜日）午後5時30分まで

招集ご通知

株主各位

(証券コード 5271)

2022年5月9日

静岡県沼津市原315番地の2
株式会社トヨアサノ
代表取締役社長 植松 泰右

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2022年5月23日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただき**たくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年5月24日（火曜日）午前10時（受付開始予定時間 午前9時）

2. 場 所 静岡県沼津市上土町100番地1
沼津リバーサイドホテル 3階 香陵

3. 株主総会の目的事項

報告事項 (1) 第79期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）

事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第79期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）

計算書類報告の件

決議事項 **第1号議案** 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.toyoasano.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、**当社ウェブサイト** (<https://www.toyoasano.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。

- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本総会の終結の時をもって生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削 除></p>
<p><新 設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款		変更案	
第15条～第44条	<条文省略>	第15条～第44条	<現行どおり>
附則 第1条～第2条	<条文省略>	附則 第1条～第2条	<現行どおり>
<新 設>		<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第3条 定款第14条の削除および新設は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、新たに取締役を2名増員し、6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、当社の監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号 **1** ウエ マツ タイ スケ
植松 泰右 (1979年7月3日生)

所有する当社株式の数
3,300 株

略歴、地位、担当の状況

2003年4月	(株)東京放送入社	2011年3月	当社取締役執行役員管理本部長
2007年3月	当社入社	2011年5月	当社取締役常務執行役員管理本部長
2009年3月	当社パイル営業本部副本部長	2013年5月	当社代表取締役副社長
2009年5月	当社取締役執行役員 パイル営業本部副本部長	2015年5月	当社代表取締役社長 (現在に至る)

取締役候補者とする理由

植松泰右氏は、取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その経営全般にわたる豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号 **2** スギ ヤマ ヤス ヒコ
杉山 康彦 (1965年8月16日生)

所有する当社株式の数
1,000 株

略歴、地位、担当の状況

1994年4月	当社入社	2015年5月	当社取締役執行役員 パイル営業本部長
2004年3月	当社パイル営業本部開発営業部部長	2019年3月	当社常務取締役 パイル営業本部長 (現在に至る)
2009年3月	当社パイル営業本部副本部長		
2013年6月	当社執行役員パイル営業本部長		

取締役候補者とする理由

杉山康彦氏は、営業部門の責任者としてパイル営業本部長を務め、設計・技術営業の強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの成長戦略の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号 **3** スギヤマ トシヒコ
杉山 敏彦 (1963年10月12日生)

所有する当社株式の数
1,400 株 **再任**

略歴、地位、担当の状況

1986年 3月	当社入社	2013年 6月	当社執行役員管理本部長
2007年 3月	当社総務部副部長	2015年 5月	当社取締役執行役員管理本部長
2009年 3月	当社総務部部長	2020年 3月	当社取締役管理本部長 (現在に至る)

取締役候補者とする理由

杉山敏彦氏は、総務部門、経理部門の責任者として管理本部長を務め、コンプライアンスの徹底やガバナンス体制の強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの企業体質を強めるために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **4** ニシムラ ユタカ
西村 裕 (1966年8月30日生)

所有する当社株式の数
300 株 **新任**

略歴、地位、担当の状況

1998年 4月	当社入社	2011年 3月	当社技術部部長
2007年 3月	当社技術部副部長	2017年 6月	当社執行役員技術部長 (現在に至る)

取締役候補者とする理由

西村裕氏は、技術部門の責任者として技術部長を務め、新工法や新製品の開発、既商品の改良などにリーダーシップを発揮するとともに、施工品質を確保するための体制強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの成長戦略の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **5** キノ シタ トシ ヒサ
木下 年久 (1962年9月17日生)

所有する当社株式の数
0 株 **新任**

略歴、地位、担当の状況

1988年 5 月	当社入社	2020年 3 月	当社執行役員 パイル営業本部副本部長 (パイル営業部・開発営業部担当)
2004年 3 月	当社東京工場生産課課長		
2009年 3 月	当社開発営業部副部長		
2015年 3 月	当社開発営業部部長	2022年 3 月	当社執行役員東京工場長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

(株)トーヨーアサノ東京工場 (旧 (株)トウパル興産) 代表取締役社長

取締役候補者とする理由

木下年久氏は、営業および製造部門の責任者を歴任し、製品の安定的な提供や設計・技術営業の強化にリーダーシップを発揮するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの品質保証体制の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号 **6** アリ モリ クニゾウ
有森 国三 (1970年5月24日生)

所有する当社株式の数
0 株 **新任**

略歴、地位、担当の状況

1993年 3 月	当社入社	2020年 3 月	当社執行役員 パイル営業本部副本部長 (工事部担当)
2009年 6 月	当社神奈川営業所所長		
2017年 3 月	当社工事部部長	2022年 3 月	当社執行役員工事部長 (現在に至る)

取締役候補者とする理由

有森国三氏は、工事部門の責任者として工事部長を務め、安全性の向上や施工品質を確保するための体制強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの品質保証体制の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、役員持株会の持分が含まれております。
3. 役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約について

当社は、取締役 (監査等委員である取締役を含む) を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、2022年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、役員等賠償責任保険 (D&O保険) の被保険者となる予定です。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度（2021年3月1日から2022年2月28日まで）のわが国経済は、基本的に回復基調を維持して推移いたしました。新型コロナウイルス感染症の3回にわたる流行再拡大を受けて、社会・経済活動が制限されることなどにより、個人消費を中心として振幅の大きな動きとなりました。また、海外経済においては、新型コロナウイルス感染症対策によって繰り越された需要が顕在化する一方、半導体不足や人手不足などにより需要にこたえられず物価が上昇しております。わが国の企業物価指数の伸び率が40年ぶりの高水準を記録するなど、原材料価格の高騰が極めて強い利益の押し下げ要因として懸念されます。

当社グループの事業分野であります建設業界におきましては、建設需要は持ち直し基調を維持しているものの、受注競争の緩和にまでつながっていないものと推察され、需要の回復による景況感まで波及してくるまでは、まだ時間を要するものと見込んでおります。

当社グループの主力事業でありますコンクリートパイル事業におきましては、全国需要は前年度に対してほぼ横ばい圏内、当社の主力商圏であります関東および静岡につきましては前年度を上回る水準で推移いたしました。

コンクリートセグメント事業につきましては、当連結会計年度の初めより大型物件の製造を開始し、計画通り進捗しておりますが、全国的に需要が減退するなか、採算性が非常に厳しい状況が続いております。

不動産賃貸事業につきましては、静岡県沼津市で賃貸しているショッピングセンターが、7月の記録的な大雨に見舞われましたが、ショッピングセンターの迅速な対応により事業上の被害は軽微であり、以降、安定した収益で推移しております。

このような状況において、当社グループは、「顧客第一」「合理追求」「人倫遵守」の経営理念の下、高度化するお客さまのニーズを迅速かつ正確に捉え、高品質の製品・サービスを競争力のあるコストで提供してまいりました。

当連結会計年度の売上高は17,760百万円（前連結会計年度比8.1%増）、営業利益は142百万円（前連結会計年度比53.4%減）、経常利益は178百万円（前連結会計年度比39.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は114百万円（前連結会計年度比28.5%減）となりました。

売上高

17,760 百万円

8.1%

経常利益

178 百万円

39.6%

営業利益

142 百万円

53.4%

親会社株主に帰属する
当期純利益

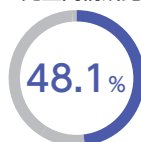
114 百万円

28.5%

なお、当連結会計年度における事業セグメント毎の業績は次のとおりであります。

コンクリート二次製品事業

売上高構成比



主な事業内容：

- コンクリートパイルの製造・販売
- コンクリートパイルの付属品の販売
- 建設用資材の販売
- コンクリートパイルの運送

コンクリート二次製品事業の主力事業でありますコンクリートパイル部門につきましては、前年度を上回る水準で推移いたしました。当社は積極的な営業活動を展開し多くの受注を確保しておりますが、当初想定よりも市況品等の原材料価格が高騰したことや、超繁忙期に対応するための人件費・製造経費等が大幅に増加した結果、当連結会計年度の売上高は8,549百万円（前連結会計年度比7.8%増）、営業利益は233百万円（前連結会計年度比24.8%減）となりました。

コンクリートセグメント事業

売上高構成比



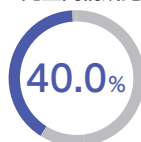
主な事業内容：

- コンクリートセグメントの製造・販売
- コンクリートセグメントの付属品の製造・販売
- コンクリートセグメントの運送

全国的に需要が減退し、採算性が非常に厳しい状況が続いているなか、コスト構造の徹底的な見直しを行い、収益の確保に努めた結果、当連結会計年度の売上高は1,920百万円（前連結会計年度比23.9%増）、営業損失は0百万円（前連結会計年度比は2百万円の損失）となりました。

工事業業

売上高構成比



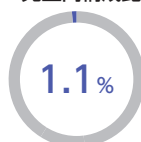
主な事業内容：

- コンクリートパイルの杭打ち施工
- その他基礎工事

コンクリート二次製品事業と同様に、多くの受注を確保いたしました。年度後半に仕事が集中したことにより人件費を中心に工事原価が大幅に増加したものの、施工の効率化が図れた結果、当連結会計年度の売上高は7,095百万円（前連結会計年度比5.2%増）、営業利益は491百万円（前連結会計年度比3.9%増）となりました。

不動産賃貸事業

売上高構成比



主な事業内容：

- 不動産賃貸業

当連結会計年度の売上高は194百万円（前連結会計年度比0.5%増）、営業利益は132百万円（前連結会計年度比4.0%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、生産能力の維持、品質向上および環境対応に資する投資を重点に実施することを基本としております。

当連結会計年度における設備投資の総額は691百万円となりました。その主なものは、コンクリートパイル製造用設備、工事施工用治具、コンクリートパイルおよびコンクリートセグメント製造用型枠であります。

なお、設備投資所要資金につきましては、自己資金、借入金およびファイナンス・リース取引によって賄っております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、基本的に回復基調を維持するものと想定しておりますが、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済、エネルギー価格、素材価格、食料価格等への影響が懸念されると同時に、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株登場の可能性も低くないことから、見通しについては極めて不確実性の高い状況が続くものと想定しております。業績への影響につきましては、引き続き原材料価格については強い上昇基調が続いていることに加えて、ウクライナ情勢による更なる高騰が生じる懸念もございます。このような状況に対して、当連結会計年度の経験を踏まえて、コスト削減や一部の価格転嫁といった基本的な施策の実行を徹底すると同時に、経営管理の徹底および迅速化を図り、激変する経営環境の変化に柔軟に対応できる体制を強化してまいります。

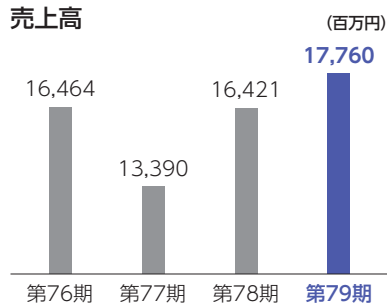
このような事業環境の中、当社グループは、「顧客第一」「合理追求」「人倫遵守」の経営理念の下、売上高と利益の成長を志向し、経営資源の拡大を目指してまいります。経営資源の拡大を通じて、お客さまに提供可能な製品やサービスを拡充し、顧客満足を高めることで社会に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒よろしくご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

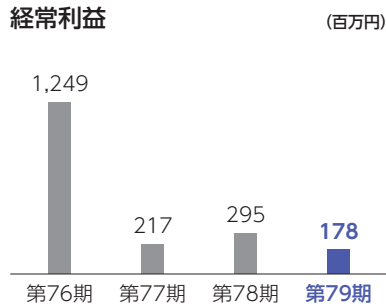
(9) 財産および損益の状況の推移

区 分		第 76 期	第 77 期	第 78 期	第 79 期
		自2018年3月1日 至2019年2月28日	自2019年3月1日 至2020年2月29日	自2020年3月1日 至2021年2月28日	(当連結会計年度) 自2021年3月1日 至2022年2月28日
売上高	(千円)	16,464,724	13,390,680	16,421,930	17,760,072
経常利益	(千円)	1,249,427	217,931	295,712	178,628
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	807,974	96,340	160,434	114,722
1株当たり当期純利益	(円)	636.73	74.83	123.82	88.54
総資産	(千円)	14,964,069	14,680,864	16,877,268	17,628,694
純資産	(千円)	3,398,774	3,410,409	3,484,165	3,755,159
1株当たり純資産	(円)	2,622.05	2,576.80	2,634.47	2,842.61

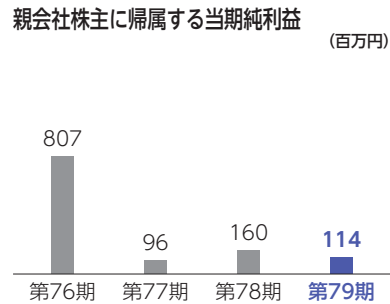
売上高



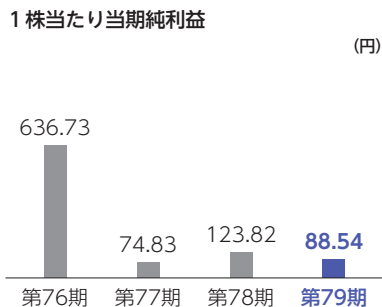
経常利益



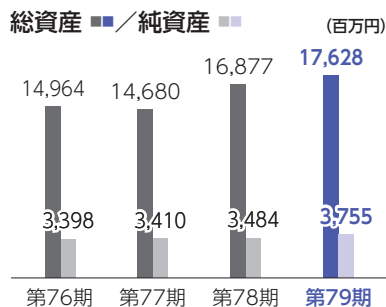
親会社株主に帰属する当期純利益



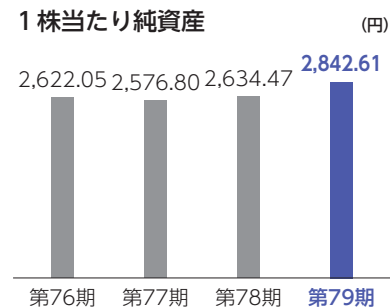
1株当たり当期純利益



総資産 / 純資産



1株当たり純資産



(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
日本セグメント工業(株)	90,000千円	90.00%	コンクリートセグメント製品製造業

連結子会社は、上記の重要な子会社1社を含む3社であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループの事業セグメントは次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
コンクリート二次製品事業	コンクリートパイルの製造・販売 コンクリートパイルの付属品の販売 建設用資材の販売 コンクリートパイルの運送
コンクリートセグメント事業	コンクリートセグメントの製造・販売 コンクリートセグメントの付属品の製造・販売 コンクリートセグメントの運送
工事事業	コンクリートパイルの杭打ち施工 その他基礎工事
不動産賃貸事業	不動産賃貸業

(12) 主要な事業所

① 当社

本社：静岡県沼津市原315番地の2
工場：東京工場（東京都西多摩郡）
営業事務所：東京事務所（東京都新宿区）

② 子会社

- ・日本セグメント工業(株)（静岡県沼津市）
- ・(株)トーヨーアサノ東京工場（静岡県沼津市）
- ・(株)東商（静岡県沼津市）

(注) 2021年9月1日付で株式会社トウパル興産は株式会社トーヨーアサノ東京工場に商号を変更しております。

(13) 従業員の状況

事業セグメントの名称	従業員数(名)
コンクリート二次製品事業	129 (73)
コンクリートセグメント事業	23 (32)
工事事業	43 (22)
不動産賃貸事業	1 (0)
全社（共通）	22 (12)
合計	218 (139)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数の（外書）は、臨時従業員数（パートタイマーおよび派遣社員を含む。）の年間平均雇用人員であります。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株) 静岡岡銀 行	2,531,693 千円
(株) 三菱UFJ 銀行	1,130,047
スルガ銀行(株)	904,482
静岡県信用農業協同組合連合会	319,944

(15) その他企業集団の現況に関する事項

特記すべき事項はありません。

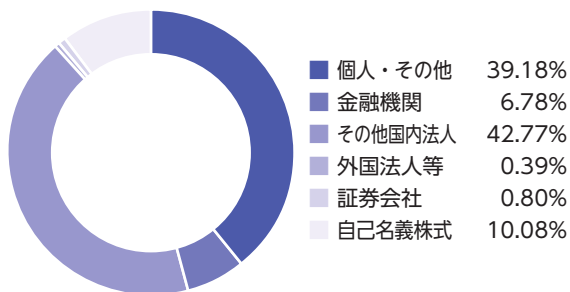
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
 (2) 発行済株式総数 1,440,840株 (自己株式145,194株を含む。)
 (3) 当事業年度末株主数 1,121名
 (4) 大株主

	株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
1	東 洋 鉄 工 株 式 会 社	367 千株	28.36 %
2	太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	171	13.22
3	ト ー ヨ ー ア サ ノ 取 引 先 持 株 会	58	4.51
4	株 式 会 社 静 岡 銀 行	55	4.32
5	高 周 波 熱 錬 株 式 会 社	40	3.10
6	ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社	31	2.46
7	三 京 化 成 株 式 会 社	27	2.08
8	植 松 昭 子	24	1.86
9	山 本 忠 男	23	1.79
10	宇 田 肇	23	1.78

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式145,194株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

所有株式数別分布状況



（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	植 松 泰 右	
常 務 取 締 役	杉 山 康 彦	パ イ ル 営 業 本 部 長
取 締 役	杉 山 敏 彦	管 理 本 部 長
取 締 役	竹 嶋 泰 弘	東 京 工 場 長 株 式 会 社 ト ー ヨ ー ア サ ノ 東 京 工 場 代 表 取 締 役 社 長
取 締 役 (監 査 等 委 員 長)	五 月 女 五 郎	五 月 女 五 郎 法 律 事 務 所 所 長 弁 護 士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 良 尚 之	太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社 執 行 役 員 セ メ ン ト 事 業 本 部 営 業 部 長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	勝 又 康 博	勝 又 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	榎 田 好 一	日 本 ギ ア 工 業 株 式 会 社 取 締 役 株 式 会 社 電 通 エ グ ゼ ク テ ィ ブ ・ シ ニ ア ・ ア ド バ イ ザ ー

- (注) 1. 取締役 笠原孝志氏は、2021年5月25日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 五月女五郎、吉良尚之、勝又康博、榎田好一の各氏は社外取締役であり、五月女五郎、勝又康博、榎田好一の各氏は東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。
3. 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由
当社は、内部監査室により実施した内部監査結果につきましては監査等委員会において、また取締役の業務執行の状況につきましては取締役会において、原則毎月1回以上報告されるほか、監査等委員とは定期的に情報交換、意見交換を行い、会社グループの内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 監査等委員 勝又康博氏は長年公認会計士として企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 竹嶋康弘氏の重要な兼職先につきましては、2022年2月28日付をもって株式会社トーヨーアサノ東京工場 代表取締役社長を辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、予め賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役（監査等委員）4名は当社との間で当該契約を締結しております。これに基づく賠償責任限度額は法令の定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）ならびに当社子会社（日本セグメント工業株式会社）の取締役および監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。当該保険料は、当社ならびに当社子会社の各社がそれぞれの費用負担額を全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、役職別の固定報酬および業績連動報酬を取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

役員報酬額等の決定に関する方針の内容は以下のとおりです。

1. 報酬委員会

当社は、役員報酬の決定について独立性や透明性、客観性の確保と説明責任の向上、コーポレートガバナンス体制のさらなる向上を図るため、過半数を社外取締役で構成された取締役会の諮問機関である報酬委員会を設置しております。独立社外取締役（監査等委員）2名および代表取締役社長で構成された報酬委員会において、「役員報酬の決定方針」について審議、検討を行い、報酬の額を決定しております。取締役の個別の報酬額についても、その決定方針に基づき経営環境や業績および各取締役が担当する職務の内容を総合的に勘案し、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、報酬委員会において役職別の固定報酬を決定しております。なお、「役員報酬の決定方針」ならびに取締役の個別の報酬については、報酬委員会の決定に基づき、最終的に取締役会において決議しております。

2. 取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬額は、役職別の固定報酬および業績連動報酬により構成されております。なお、当社は役員報酬体系の見直しの一環として、2018年5月24日開催の第75回 定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止しております。固定報酬は、取締役としての役位・職責等を総合的に勘案して決定された毎月の金銭報酬となります。業績連動報酬は、年度業績を明確に表す売上高、営業利益、当期純利益等の指標を主な業績項目として設定し、それぞれの経営指標の達成度合いや経営環境等を総合的に勘案し、決定しております。支給時期については夏季賞与、年末賞与、期末賞与の3回に分割して支給しております。

当事業年度においては、上記の方針に則り、計2回開催された報酬委員会で審議、検討を行い、取締役会において決定しております。当事業年度の業績連動報酬に係る指標の実績のうち、連結売上高は業績予想15,800百万円に対し実績は17,760百万円、連結営業利益は業績予想320百万円に対し実績は142百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は150百万円に対し114百万円となりました。

3. 監査等委員である取締役の報酬

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、各取締役が担当する職務の内容に応じて、基本報酬により構成されております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年5月24日開催の第74回定時株主総会にて取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年230,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない）（決議当時の員数5名、うち社外取締役0名）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年20,000千円以内（決議当時の員数4名）と決議いただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、透明性および客観性を確保する観点から、取締役会が報酬委員会に委任できることとしています。報酬委員会は、代表取締役を議長とし、独立社外取締役（監査等委員）2名で構成されており、報酬等の内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで出席委員の過半数によって決議されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

なお報酬委員会の委員は以下のとおりです。

氏名	地位、担当
植松 泰 右	代表取締役社長
五月女 五 郎	社外取締役（監査等委員長）
榭 田 好 一	社外取締役（監査等委員）

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	91,600 (-)	83,700 (-)	7,900 (-)	- (-)	4 (0)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役（監査等委員））	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	- (-)	- (-)	5 (5)
合計 （うち社外取締役（監査等委員））	101,800 (10,200)	93,900 (10,200)	7,900 (-)	- (-)	9 (5)

- (注) 1. 取締役支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 2017年5月24日開催の第74回定時株主総会にて、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年230,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）（ただし、使用人分給とは含まない）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年20,000千円以内と決議いただいております。
3. 業績連動報酬等として監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して短期金銭報酬を支給しています。業績連動報酬等の額の算定基礎として選定した業績指標は、事業の成績を表す指標であることから売上高、営業利益および当期純利益等としており、上記に記載の方針のとおり算定しています。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役（監査等委員長） 五月女五郎氏は兼職先であります五月女五郎法律事務所の所長弁護士であり、当社は五月女五郎法律事務所と顧問契約を締結しております。
- ・取締役（監査等委員） 吉良尚之氏の兼職先であります太平洋セメント株式会社は、当社発行済株式総数の11.88%を保有する主要株主であるとともに、特定関係事業者であり、同社から当社主要製品の原材料を購入しております。
- ・取締役（監査等委員） 勝又康博氏は兼職先であります勝又公認会計士事務所の代表であり、当社は勝又公認会計士事務所と顧問契約を締結しております。
- ・取締役（監査等委員） 榊田好一氏の兼職先であります日本ギア工業株式会社ならびに株式会社電通と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員 長)	五月女 五 郎	当事業年度に開催された11回の取締役会のうち10回、また、当事業年度に開催された10回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った法曹会での幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的を実施しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 良 尚 之	当事業年度に開催された11回の取締役会のうち10回、また、当事業年度に開催された10回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った営業部門の幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的を実施しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	勝 又 康 博	当事業年度に開催された11回の取締役会、また、当事業年度に開催された10回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った公認会計士としての幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的を実施しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	榎 田 好 一	2021年5月の取締役就任以降に開催された9回の取締役会のうち8回、また、監査等委員就任以降に開催された8回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った公務員や経営者としての幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的に実施しております。

③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5名	10,200千円
合 計	5名	10,200千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

芙蓉監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 20,000千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由については、監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、当該報酬は適切、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社は会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人がその職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社が業務の適正を確保するための体制として、2017年5月24日開催の取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

内部統制システムの構築に関する基本的な考え方

当社およびグループ会社はコーポレートガバナンスの中核を「企業経営の適法性と効率性の確保・強化」と位置づけ、株主の平等な権利保護を始めとし、当社およびグループ会社を取り巻く全ての利害関係者から期待される公正かつ透明性に優れた効率的な経営を行うための組織体制の構築に努め、もって企業の競争力と収益力の増進を図る。

この基本理念の下、コーポレートガバナンスの充実・強化のため、次のとおり内部統制システム構築に関する基本方針を定める。

1. 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長は当社およびグループ会社全役員に対し、法令、定款、社内諸規則ならびに社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを伝え、当社およびグループ会社全ての役員員のコンプライアンス意識向上に努める。
- ② 独立的な監視機関として社長直轄の内部監査室を設置、全ての企業活動が適正かつ健全に行われているかを監視し、必要があると認めた時は社長および監査等委員会に対し速やかに報告を行う。
- ③ 当社およびグループ会社全ての業務執行の適法性の確保とコンプライアンス意識向上のため取締役会直属のコンプライアンス会議を設置する。
- ④ 監査等委員会はこの内部統制システムが有効に機能しているかを監視し、必要があると認めた時は取締役会に対し改善を助言し、あるいは勧告する。
- ⑤ 当社およびグループ会社の役員から社内における法令違反行為等に関する自発的情報を集約するため内部相談窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、経営判断に用いた関連資料とともに適切に保存および管理する。文書管理に関する主管部署は管理対象文書、保存期間、管理方法等を定めた文書管理規程を策定する。
- ② 取締役は何時でもこれらの文書等を閲覧できるものとし、主管部署はこれに備え随時閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内部統制の本質としてのリスク管理を充実させるため当社およびグループ会社各業務部門別におけるビジネスリスク管理について定め、内部監査室はこのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失の極小化に努める。
- ② リスク情報については定期的に取り締役会に状況報告を行う。

4. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため取締役会を原則として月1回開催する他、必要に応じて随時に機動的に開催する。
- ② 法令および取締役会規程に定められた決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 経営の意思決定のスピード化と事業活動の総合調整を図る機関として業務会を設置し、必要に応じて取締役会に随時提言を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社に対し取締役および内部監査室長を派遣し、業務の適正を確保する。
- ② グループ会社がグループ全体の経営・財務に重大な影響を及ぼす事項を実施する際は、当社管理部は適切な指導を行う。
- ③ 内部監査室はグループ会社の法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行い、必要があると認めた時は、速やかにその対策を講ずるよう適切な指導を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し監査業務の遂行のため、補助の使用人配置の他必要な事項を指示できるものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等はその権限の行使を妨げることはできない。
- ② 監査等委員会を補助する使用人の人事に関する事項は監査等委員会に意見を求め、その意見を尊重するものとする。

7. 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、法令および定款違反ならびに不正行為の事実、または経営に重大な影響を及ぼす事項については速やかに監査等委員会に報告を行う。
- ② 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は内部統制システムの活動状況を随時、監査等委員会に報告を行う。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の執行状況を把握するため監査等委員会は取締役会のほか、業務会等の重要な会議に出席、または監査等委員会から指名された使用人よりその会議内容について直接報告を受ける。
- ② 重要な事項の実施を求めた当社およびグループ会社の社内稟議書および監査等委員会が要求する当社およびグループ会社の会議議事録については監査等委員会に回付、または監査等委員会から指名された使用人よりその決議および会議内容について直接報告を受ける。
- ③ 監査等委員会、会計監査人および内部監査室は定期的に会合を持ち、情報交換、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス会議を毎月開催し、問題の早期発見と改善措置を実施しております。内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。

さらに、役職員から法令違反行為等に関する自発的情報を集約するため、内部相談窓口を設置しております。

2. 取締役の職務執行体制

当社は、取締役会規程や社内規程、経営要綱を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底しております。

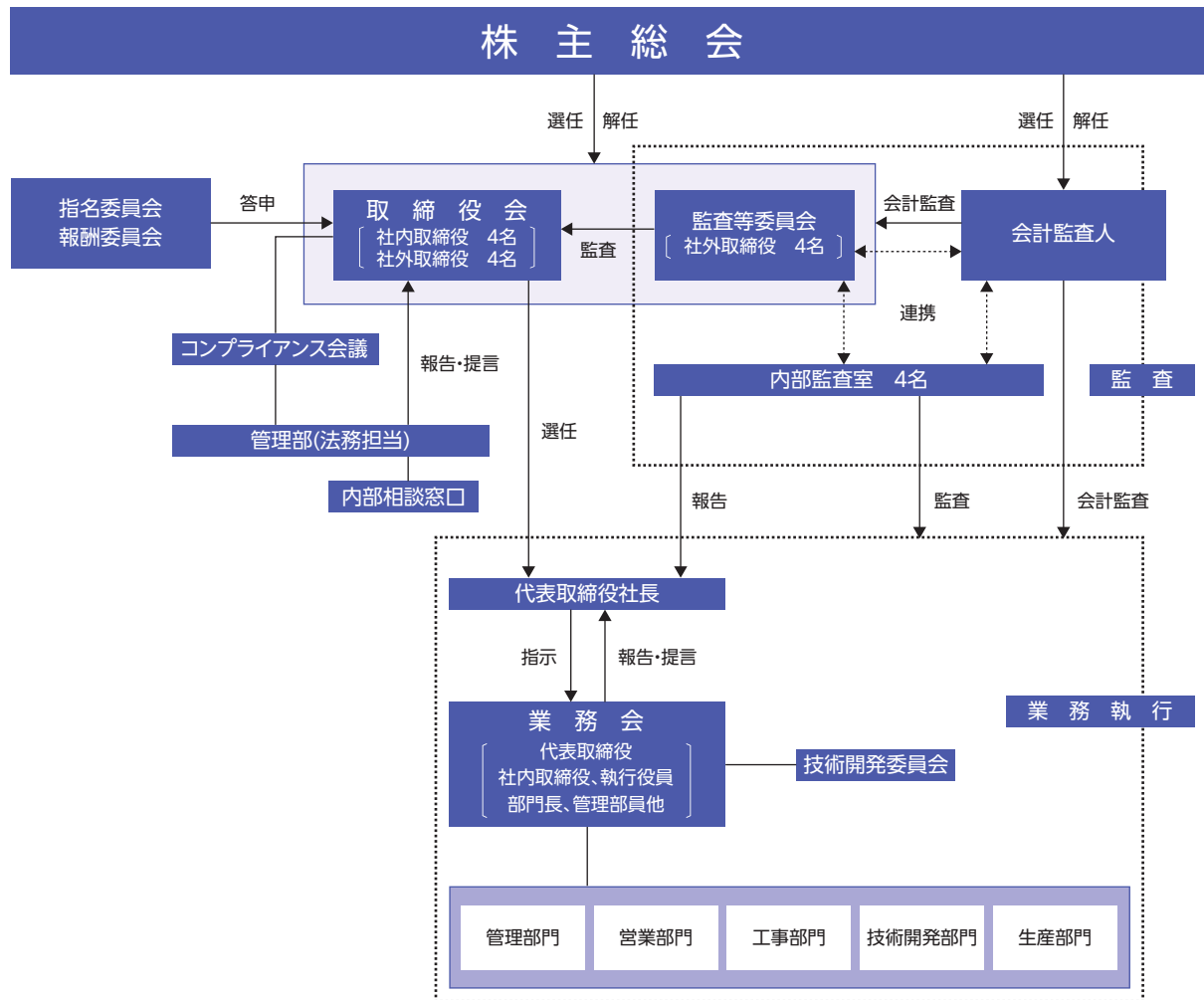
当社の取締役は、取締役会を毎月開催し、重要経営事項に関する審議および決定をおこなっております。さらに、業務執行取締役、執行役員、部門長以上で構成され、重要事項について検討する業務会を毎月開催し、業務執行の適正性、効率性を確保しております。

3. 監査等委員会の監査体制

当社の監査等委員会は、監査の方針に従い、取締役およびその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、毎月開催される監査等委員会を通じて各監査等委員との情報共有を図るとともに、会計監査人および内部監査室と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

4. グループ会社管理体制

当社のグループ会社は、稟議申請に関して当社管理部に報告することを義務とし、当社管理部はその決裁事項を監督しております。また、毎月開催される当社取締役会において、グループ会社の取締役より業績および営業状況の報告を実施しております。さらに、当社の内部監査室は、グループ会社の管理部門と連携し、法令および定款の遵守体制の有効性について監査し、定期的に取り締役および監査等委員会に報告しております。



(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けており、事業に対する投資や財務安定性の向上のための適正な内部留保等を総合的に勘案したうえで、株主の皆さまには中長期的な配当性向25%を目安とし、安定的な還元を目指すことを基本方針としております。

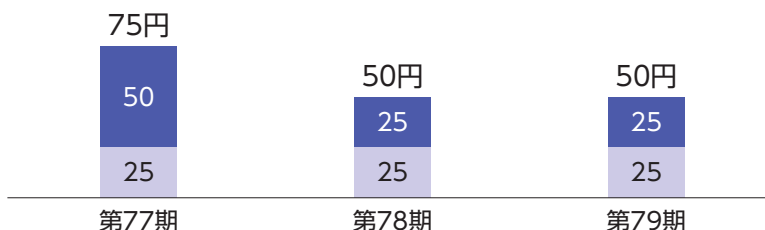
また、内部留保資金の使途につきましては、財務の安定性向上および将来にわたって株主の利益確保のための事業拡大や設備投資、人材の確保・教育・育成に積極的に活用していく所存であります。

なお、当社は、期末の年1回において剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、毎年8月31日の基準日をもって会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、当社普通株式1株当たり普通配当25円とさせていただきます。なお、配当総額は32,391,150円となります。また、中間期において、中間配当金1株当たり25円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり50円となります。

1株当たりの配当金

(単位：円) ■ 中間 ■ 期末



連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第79期 (2022年2月28日現在)	第78期 (ご参考) (2021年2月28日現在)
資産の部		
流動資産	8,527,841	7,655,028
現金及び預金	2,081,602	2,580,563
受取手形及び売掛金	3,451,596	3,133,111
電子記録債権	1,357,175	842,170
たな卸資産	1,424,756	1,032,109
その他	212,710	67,073
固定資産	9,100,853	9,222,239
有形固定資産	7,962,984	7,937,807
建物及び構築物	1,757,595	1,257,246
機械装置及び運搬具	578,904	230,612
工具器具備品	191,404	294,614
土地	4,964,446	4,884,384
リース資産	428,923	533,604
建設仮勘定	41,712	737,345
無形固定資産	200,089	192,999
借地権	27,584	27,584
ソフトウェア	133,473	150,947
電話加入権	11,928	11,928
その他	27,103	2,539
投資その他の資産	937,778	1,091,433
投資有価証券	329,970	352,162
更生債権等	300	5,525
繰延税金資産	148,463	264,092
その他	459,344	475,178
貸倒引当金	△300	△5,525
資産合計	17,628,694	16,877,268

科目	第79期 (2022年2月28日現在)	第78期 (ご参考) (2021年2月28日現在)
負債の部		
流動負債	9,437,175	9,458,363
支払手形及び買掛金	3,557,635	3,328,719
電子記録債務	2,856,639	2,362,461
短期借入金	300,000	786,000
一年以内返済長期借入金	1,914,782	1,877,365
リース債務	152,932	158,499
未払金	255,709	473,678
未払法人税等	34,345	105,549
その他	365,130	366,089
固定負債	4,436,359	3,934,739
長期借入金	3,883,763	2,971,064
リース債務	263,386	365,430
退職給付に係る負債	121,550	430,585
長期未払金	51,555	51,555
その他	116,104	116,104
負債合計	13,873,535	13,393,103
純資産の部		
株主資本	3,672,942	3,623,125
資本金	720,420	720,420
資本剰余金	706,858	706,858
利益剰余金	2,352,436	2,302,497
自己株式	△106,772	△106,650
その他の包括利益累計額	10,079	△209,606
その他有価証券評価差額金	10,079	12,872
退職給付に係る調整累計額	—	△222,479
非支配株主持分	72,137	70,646
純資産合計	3,755,159	3,484,165
負債純資産合計	17,628,694	16,877,268

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第79期	第78期 (ご参考)
	(2021年3月1日から2022年2月28日まで)	(2020年3月1日から2021年2月28日まで)
売上高	17,760,072	16,421,930
売上原価	15,616,910	14,273,570
売上総利益	2,143,161	2,148,360
販売費及び一般管理費	2,001,161	1,843,611
営業利益	142,000	304,749
営業外収益	99,563	56,270
受取利息及び配当金	11,267	12,749
その他	88,296	43,520
営業外費用	62,935	65,306
支払利息	56,284	56,889
その他	6,651	8,417
経常利益	178,628	295,712
特別利益	60,238	—
固定資産売却益	41,793	—
投資有価証券売却益	18,444	—
特別損失	31,359	21,098
固定資産除却損	311	0
投資有価証券評価損	—	21,098
退職給付費用	31,048	—
税金等調整前当期純利益	207,506	274,614
法人税、住民税及び事業税	75,847	134,570
法人税等調整額	17,411	△20,413
当期純利益	114,247	160,457
非支配株主に帰属する当期純利益 又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△474	22
親会社株主に帰属する当期純利益	114,722	160,434

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第79期 (2022年2月28日現在)	第78期 (ご参考) (2021年2月28日現在)
資産の部		
流動資産	7,289,654	6,729,263
現金及び預金	1,470,468	2,148,023
受取手形	753,813	538,690
電子記録債権	991,776	611,164
売掛金	2,522,524	2,429,751
商品及び製品	862,197	529,552
原材料及び貯蔵品	211,306	123,222
未成工事支出金	279,105	306,961
前払費用	31,835	34,460
その他	166,626	7,437
固定資産	8,763,742	8,650,004
有形固定資産	7,330,796	7,181,773
建物	1,222,472	903,366
構築物	298,976	90,005
機械及び装置	499,384	144,651
車両運搬具	5,909	5,023
工具器具備品	57,715	91,684
土地	4,800,853	4,720,792
リース資産	403,771	488,904
建設仮勘定	41,712	737,345
無形固定資産	172,941	158,971
特許権	1,753	2,539
借地権	23,355	23,355
ソフトウェア	112,833	123,427
その他の無形固定資産	34,999	9,649
投資その他の資産	1,260,004	1,309,259
投資有価証券	329,970	352,162
関係会社株式	413,998	413,998
出資金	780	780
更生債権等	300	5,525
長期前払費用	62,191	37,912
繰延税金資産	141,779	152,113
その他の投資等	311,284	352,292
貸倒引当金	△300	△5,525
資産合計	16,053,397	15,379,268

科 目	第79期 (2022年2月28日現在)	第78期 (ご参考) (2021年2月28日現在)
負債の部		
流動負債	8,488,740	8,621,092
支払手形	1,768,702	1,844,135
電子記録債務	2,721,203	2,225,972
買掛金	1,436,584	1,316,940
短期借入金	300,000	786,000
一年以内返済長期借入金	1,834,790	1,877,365
リース債務	137,194	138,588
未払金	206,346	265,432
未払法人税等	22,915	101,906
未払費用	33,398	33,418
前受収益	479	479
前受金	446	858
預り金	8,666	11,582
その他	18,012	18,413
固定負債	4,309,700	3,536,139
長期借入金	3,837,083	2,971,064
リース債務	253,041	339,347
退職給付引当金	64,952	71,104
長期未払金	38,520	38,520
その他	116,104	116,104
負債合計	12,798,441	12,157,232
純資産の部		
株主資本	3,244,876	3,209,162
資本金	720,420	720,420
資本剰余金	696,910	696,910
資本準備金	579,892	579,892
その他資本剰余金	117,017	117,017
利益剰余金	1,934,318	1,898,483
利益準備金	180,105	180,105
その他利益剰余金	1,754,213	1,718,378
土地圧縮積立金	20,814	20,814
償却資産圧縮積立金	5,114	5,474
別途積立金	400,000	400,000
繰越利益剰余金	1,328,285	1,292,089
自己株式	△106,772	△106,650
評価・換算差額等	10,079	12,872
その他有価証券評価差額金	10,079	12,872
純資産合計	3,254,955	3,222,035
負債純資産合計	16,053,397	15,379,268

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第79期	第78期 (ご参考)
	(2021年3月1日から2022年2月28日まで)	(2020年3月1日から2021年2月28日まで)
売上高	15,849,917	14,907,815
売上原価	13,825,344	12,853,509
売上総利益	2,024,573	2,054,306
販売費及び一般管理費	1,947,023	1,771,477
営業利益	77,549	282,829
営業外収益	119,290	79,425
受取利息	698	425
受取配当金	10,196	20,054
その他の営業外収益	108,395	58,945
営業外費用	61,901	65,306
支払利息	55,532	56,889
その他の営業外費用	6,369	8,417
経常利益	134,937	296,947
特別利益	60,238	—
固定資産売却益	41,793	—
投資有価証券売却益	18,444	—
特別損失	16,963	21,098
固定資産除却損	311	—
投資有価証券評価損	—	21,098
退職給付費用	16,652	—
税引前当期純利益	178,212	275,849
法人税、住民税及び事業税	66,025	132,094
法人税等調整額	11,567	△19,138
当期純利益	100,619	162,893

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月8日

株式会社トーヨーアサノ
取締役会 御中

芙蓉監査法人
静岡県静岡市
指定社員 鈴木潤
業務執行社員
指定社員 鈴木信行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーヨーアサノの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーヨーアサノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月8日

株式会社トーヨーアサノ
取締役会 御中芙蓉監査法人
静岡県静岡市
指定社員 鈴木 潤
業務執行社員
指定社員 鈴木 信行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーヨーアサノの2021年3月1日から2022年2月28日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第79期事業年度における取締役の職務について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月8日

株式会社トーヨーアサノ 監査等委員会

監査等委員長 五月女 五郎 ㊟

監査等委員 吉良 尚之 ㊟

監査等委員 勝又 康博 ㊟

監査等委員 梶田 好一 ㊟

(注) 監査等委員長五月女五郎、監査等委員吉良尚之、勝又康博及び梶田好一は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

〈× 毛 欄〉

株主総会会場ご案内図

日時

2022年5月24日
(火曜日) 午前10時
(受付開始予定時間 午前9時)

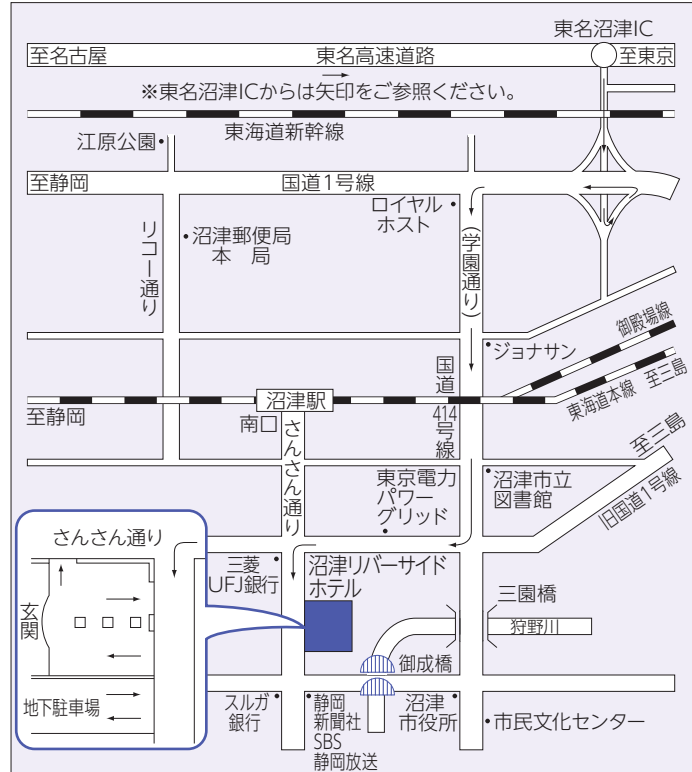
会場

沼津リバーサイドホテル
3階 香陵
静岡県沼津市上土町100番地1
TEL 055-952-2411



交通のご案内

- JRご利用の場合
東海道線沼津駅南口より徒歩7分。
新幹線三島駅よりタクシーで約20分。
- お車ご利用の場合
東名高速沼津ICより約15分。



未来を支える基礎づくり

